

●ごみの出し方の注意事項について



草木

個人所有の草木は、衛生センターへ**直接搬入**するかまたは**1度に5袋**までごみステーションに搬出してください
(※ご不明な場合は環境課へご連絡ください)

※草に土がついている場合は回収されません



花火

水に浸し、水を切った後、『**危険**』と記載し不燃ごみとして搬出してください



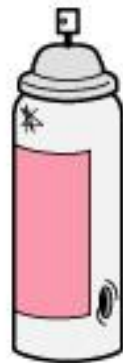
ライター

屋外などでガスを出し切った後、『**危険**』と記載し不燃ごみとして搬出してください



金属製オイル缶

中身を全て出し、水洗いした後、キャップ等を外した状態で不燃ごみとして搬出してください



スプレー缶

屋外などでガスを出し切った後、本体に**穴**を空けて、『**危険**』と記載し不燃ごみとして搬出してください



その他

液体が入ったままの容器や、砂や土がまざったものは回収されません



ペットボトル

ペットボトルは、横方向にスルメ状につぶしてください

※事業用ごみ袋（可燃：緑色，不燃：茶色）でごみを出すと回収されません。許可業者に依頼するかまたは自己搬入してください

※ごみ集積所 設置要件



- ・ 10世帯以上の加入世帯数
(周辺に無いなど特殊な事情がある場合は5世帯以上の加入世帯数)
- ・ 交通量の多い交差点又は信号機から5m以上の距離
- ・ 幹線道路に面していないこと